

# リフィル処方箋をご存じですか？



「リフィル処方箋」とは慢性疾患などの症状が安定している患者に対して医師が認めた場合、医師及び薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に同じ処方箋をリフィル（反復）使用できる制度です。リフィル処方箋を利用することで、1回の通院で最大3回まで繰り返し薬を処方してもらえるため、通院や窓口負担が減り、医療費の軽減にもつながります。

リフィル処方箋を希望する際は、かかりつけ医にご相談ください。

## リフィル処方箋の流れ

診察・リフィル処方箋発行



原則4日以内

調剤(1回目)



調剤(2回目)



調剤(3回目)



### リフィル処方箋の留意点

- ①医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。(最大3回まで)
- ②投与量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（一部を除く）は、リフィル処方ができません。
- ③薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- ④薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- ⑤患者の体調変化を考慮し、リフィル処方箋の有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。